

令和7年度 第1回 西都市総合教育会議 議事録

1 日 時 令和7年5月27日（火）午前11時05分～

2 場 所 西都市役所本庁舎3階 301会議室

3 出席者

（構成員）西都市長 押川 修一郎

教育委員会

教育長

榎本 浩之

委員（教育長職務代理者）

高橋 博昭

委員

西村 美津

委員

濱砂 晃一

委員

旭吉 真美子

（構成員以外の出席者）

教育政策課長

大西 静

同教育総務係係長

緒方 大又

総合政策課長

江川 知成

同課長補佐

森田 裕

同政策企画係係長

中武 勇貴

4 協議・報告事項

(1) 教育大綱（素案）について

(2) その他

5 発言内容

以下のとおり

発 言 者	内 容
市長	それでは、「(1) 教育大綱（素案）について」事務局より説明をお願いします。
総合政策課課長補佐	「西都市教育大綱（素案）」につきまして、ご説明させていただきます。 まず、説明資料の「西都市教育大綱（素案）について」の１ページをご覧ください。「１ 主な改定のポイント」になります。教育大綱は、国の教育振興基本計画を参酌し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に係る目標、方針を定めるものでございます。この点を踏まえ、今般の改定は、主に次の３つの視点に基づき素案を作成いたしました。１点目は、国の教育振興基本計画との整合性であります。国の計画に基づく２つのコンセプトを本大綱の基本理念に盛り込み、５つの基本的な方針を本大綱の基本方針として位置付けることといたしました。２点目は、大綱の簡素化であります。総合的な施策にかかる目標や方針を定めるという大綱の性質を踏まえ、具体的な施策は記載せず、今期の大綱では基本方針と施策の方向性を示すこととし、簡潔な構成といたしました。３点目は、地域の実情への対応であります。現在、策定を進めております「第五次西都市総合計画後期基本計画」及び「第３期さいと未来創生総合戦略」をはじめ、「西都市教育基本方針及び教育施策」、並びに「西都市こども計画」の内容を反映させることで、本市の状況に即した大綱となるよう努めたところであります。なお、教育大綱の計画期間につきましては、「第五次西都市総合計画後期基本計画」の期間である令和７年度から１０年度までの４年間といたしました。 続きまして、新たな教育大綱（素案）の内容についてご説明いたします。１ページをご覧ください。まず、「１ 基本理念」であります。本市の教育大綱の目指す姿として、「心豊かにたくましく生きる人づくり」を掲げました。これは、本市の教育基本方針である「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」を備えた人材育成の理念を継承しつつ、国の教育振興基本計画のコンセプトである「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という視点を踏まえたものであります。次に、「２ 教育大綱策定の趣旨」であります。教育大綱が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、国の教育振興基本計画を参酌して策定されることについて明記しております。 ２ページをご覧ください。「３ 教育大綱の位置づけ」であります。本大綱が、総合計画の基本構想を踏まえ、教育分野における重点的な施策の方向性を示すものであると同時に、教育基本法に基づく本市の教

	育振興のための基本的計画としての役割を持つことを明記しております。次に、「4 教育大綱の期間」であります。総合計画後期基本計画の期間と合わせ、令和7年度から令和10年度までの4年間と設定しております。 3ページをご覧ください。「5 教育大綱の構成」であります。「基本理念」を上位に据え、その実現のために「5つの基本方針」を定め、それぞれの基本方針を達成するための「基本目標」を示すという構成になっております。 4ページをご覧ください。「6 教育大綱の基本方針」であります。ここからは、各基本方針とその施策の方向性について順次、明記させていただいているところであります。 まず、基本方針1のグローバル化する社会の持続的な発展に向けて、主体的に学び続ける人材の育成であります。この基本方針は、変化の激しいグローバル社会において、子どもたちが自ら学び、成長し続けるための基盤を築くことを目指します。そのために、3つの施策の方向性を定めております。施策の方向性①では、主体的な学びと確かな学力の育成として、体験的な活動を取り入れ、子どもたちが自ら課題を発見し、探究し、解決する力を育成し、また、知識の深い理解と活用を促し、生涯にわたる学びの基盤となる確かな学力と、社会で求められる資質・能力を総合的に育成する旨を明記しております。施策の方向性②では、小中一貫教育の推進と連携強化として、小・中学校間の連携を強化し、子どもたちが円滑に成長していけるよう、合同研修や授業参観などの相互連携を推進する旨を明記しております。施策の方向性③では、郷土への愛着を育む学習の推進として、地域学習「さいと学」を中心に、子どもたちが本市の豊かな自然、歴史、文化に触れる機会を増やし、地域への愛着と誇りを育むとともに、地域社会の一員としての自覚を醸成する旨を明記しております。 5ページをご覧ください。基本方針2の誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進であります。この基本方針は、全ての子どもたちが安心して学び、それぞれの可能性を最大限に伸ばせるインクルーシブな教育環境を整備することを目指します。そのために、3つの施策の方向性を定めております。施策の方向性④では、多様なニーズに対応した特別支援教育の充実として、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの適切な支援を提供するため、関係機関や専門家との連携を強化し、全ての子どもが主体的に学び成長できる環境を整備する旨を明記しております。施策の方向性⑤では、不登校・いじめ等への早期対応と安心できる学校づくりとして、不登校やいじめに対し、早期発見と早期対応を行うとともに、子どもたちが安心して学校に通え
--	--

	るよう、魅力ある学校づくりを推進し、相談体制の充実や関係機関との連携の強化など、より効果的な支援を行う旨を明記しております。 施策の方向性⑥では、子どもの権利擁護と安全・安心の確保として、全ての子ども・若者の権利が守られ、安全に安心して生活できる社会を目指し、犯罪や有害情報から子どもたちを守る取り組みを推進し、また、児童虐待の防止に向けて、関係機関との連携を強化する旨を明記しております。 6 ページをご覧ください。基本方針 3 の地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進であります。この基本方針は、生涯にわたる学習機会を提供し、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりを目指します。そのために、5 つの施策の方向性を定めております。施策の方向性⑦では、地域とともにある学校運営の推進として、地域住民、保護者、学校職員等が連携・協働し、地域の実情に応じた特色ある学校運営を推進するとともに、地域学校協働活動の活性化と子どもたちの地域社会への関心を高めることで、地域の一員としての意識を育む旨を明記しております。施策の方向性⑧では、生涯学習機会の充実と地域人材の活用として、市民の主体的な学びを支援するため、学習機会に関する情報提供を強化するとともに、地域人材を活用した学習プログラムの開発や交流の場づくりを推進する旨を明記しております。施策の方向性⑨では、読書活動の推進と豊かな読書環境の整備として、家庭、学校、地域が連携し、移動図書館の活用や電子書籍サービスの導入など、市民が読書に親しむための環境整備を推進する旨を明記しております。施策の方向性⑩では、まちの魅力を物語る、文化財の保存と活用として、本市が誇る文化財の保存と活用を図り、歴史学習や文化体験を通じて郷土愛を育むとともに、文化・芸術活動への支援を推進することにより、地域の魅力を発信する旨を明記しております。施策の方向性⑪では、生涯にわたるスポーツの振興として、全ての市民がスポーツに親しめるよう、多様な参加を促進し、生涯にわたるスポーツ習慣の定着を図るとともに、地域スポーツ指導者の育成やスポーツ施設の整備も進める旨を明記しております。 7 ページをご覧ください。基本方針 4 の教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による質の高い教育環境の整備であります。この基本方針は、ICT を効果的に活用し、子どもたちの深い学びを実現するための教育環境を整備することを目指します。そのために、2 つの施策の方向性を定めております。施策の方向性⑫では、ICT を活用した主体的・対話的で深い学びの実現として、一人一台端末の活用を前提とした授業設計や、デジタル教材、学習支援ソフトウェアの効果的な活用を推進し、個別最適化された学びや協働的な学びを実現する旨を明記しております。施策の方向性⑬では、教職員の ICT 活用指
--	--

	導力の向上として、教職員向けの研修機会を充実させ、ICT の効果的な活用方法に関する知識・技能の習得を支援するとともに、ICT 支援員の配置などを通して、教職員の ICT 活用をサポートする旨を明記しております。 8 ページをご覧ください。基本方針 5 の計画の実効性を確保するための基盤整備であります。この基本方針は、教育の質の向上と持続的な発展のため、必要な基盤を整備することを目指します。そのために、3 つの施策の方向性を定めております。施策の方向性⑭では、教職員の資質向上と働きやすい環境づくりとして、教職員の専門性向上に向けた研修体系を整備し、指導方法の更なる工夫と改善を促すとともに、教職員にとって働きやすい環境づくりを目指す旨を明記しております。施策の方向性⑮では、学校施設の計画的な整備・改善として、学校関係施設・設備の計画的な改修と更新を進め、特に、令和 8 年 4 月に開校する西都中学校の施設整備に重点的に取り組む旨を明記しております。施策の方向性⑯では、子育て支援の充実と連携による包括的な支援体制の構築 として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、関係機関との連携を強化し、安心して出産・育児ができるよう相談支援を充実させるとともに、子育て世帯の経済的負担軽減を図る旨を明記しております。 説明は以上になります。よろしくお願いいたします。
市長	ただいま教育大綱（素案）の全体的な説明がありましたが、その内容についてご意見がありましたらお願いします。
高橋委員	練られた素案がだされていますので、こちらの方からはないんですけども、1 点だけ。4 ページの基本方針 1 のところの、施策の方向性②ですね、小中一貫教育の推進と連携強化ということでだされておりますけども、（本大綱が）令和 10 年度まで使われるということであれば、中学校が統合して、来年度入学した子どもがちょうど卒業する頃までこれが使われるということになりますよね。ちょっとこの辺が、いままでの小中一貫教育とは違ってくるのかなと。じゃ、なんて書けば良いかと言われても分からないですよ。そんな細かいところは教育委員会で考えられるかなと思われるので。ちょっとその辺りが入ってくると良いのかなと思いました。簡素化ということですので、大変読みやすい文章で、分かりやすく書いてあるので支障はないんですけども、何か言えということであれば。
総合政策課課長補佐	おっしゃる通りで、今回、西都中学校が開校されるというのは、ひとつの転換期と言いますか、ポイントになるものと思っております。行政側としましては中学校の整備というところを中心に力を入れていかないといけないところはあるのですが、方向性として、各小学校は残って、中学校は一つというところで、円滑な連携体制という

	ころにつきましては求めていかなければいけないところですし、市としましても（教育委員会と）協力していきたいと考えておりまして、その頭出しということではないのですが、このような表現で書かせていただいたところであります。
高橋委員	ありがとうございます。
市長	はい、よろしいですか。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。 私からいいですか。5ページの施策の方向性⑤のところで、不登校・いじめ等への早期対応と安心できる学校づくりで、具体的のどのような環境の中でやっていけるのか、不登校の子どもさん達の現状が増えているのか、検証しているのか、その辺りが分かれば。その対応とか、具体的にどういう形でやっていかれるか。
教育長	現状をちょっとお伝えしようと思います。不登校につきましては、昨年度までの状況を見ますと、中学校は今、随分減ってきてはいる状況ではあります。ただ小学生が少し増えている状況ですね。小中連携しながら、小学校から（学校に）楽しく通える環境づくりはしっかりとやっていかなければなりませんし、合わせて不登校に陥った子ども達への学びの保障というところを教育委員会も市も考えていかなければならないと考えております。対応しては、学びのステージをひとつ、学校には来られるけども通常の学級に入れない子どもに対しては校内支援体制の充実というのがひとつ。それから、学校に来られないという子どもさんについては、ご存じのとおり適応指導教室であるみつばルームを開設しているのですが、ここら辺りが今後、場所が不便なところにありますので、今後移転も含めて検討していくというようなことでございます。もう一つは、学校にも来られない、みつばルームにも通えない子ども達については、家庭内で、それこそ ICT を使って、タブレットを使って、学校での遠隔授業であるとか、或いは民間でやってらっしゃる学び教室とか、そういったところと繋ぎながら行っていくという三元的な取組を充実させていくということで今、考えているところではあります。私からは以上です。
市長	はい、ありがとうございます。他に何かありませんか。無いようでございますね。（本大綱は）分かりやすくして良いかなとは思いますがね。
教育長	今、ちょっと読みながら、ちょっと思ったのは、（西都市）子ども計画、（西都市総合計画後期）基本計画、（西都市教育）大綱、全ての中に外国籍の子どもの学びの保障というのをちょっと抜けていたかなという気がしているんですよ。現在、22 名ぐらいの子ども達が在席しているんですよ。そこら辺りの学びの保障という部分がどこかに入った方がよいかなという気がしたところなんですけど。日本の子ども達には切れ目なく（学びの）保障ができていくわけなんですけども、

	外国籍の子ども達というのは今後多分増えてくるということを予想するとどこかで対応をしっかりと計画の中に入れていく必要があるかなと思いました。
総合政策課課長補佐	今のご指摘の部分なのですが、5ページにあります基本方針2の誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、この中に該当するのではないかと思います。その中で、（施策の）方向性⑥の子どもの権利擁護と安全・安心の確保になるのかと思います。（基本方針2）は特別支援教育、いじめ、不登校などに特化したような内容になっているのですが、基本方針2のどこかかしらに外国籍の（子ども達）という単語を表現させていただくといった修正をすることで対応させていただきたいと思います。そのような形でよろしいですか。
教育長	はい。大綱だけに限らず、（西都市総合計画後期）基本計画、それから（西都市）子ども計画の中にも関連して触れておいた方が良いのかなと思いますけども。
総合政策課課長補佐	（西都市）子ども計画については、福祉行政が作成しているところなのですが、こども基本法の施行に伴って子ども計画を策定するようになっておりまして、今年の3月に策定済みということもありまして、その修正については厳しいと思っております。（西都市）総合計画後期基本計画につきましては、今、パブリックコメント中ということもありまして、文言を足すといった修正はできるかと思っておりますし、国の方向性としましてもグローバル化の中でどのような教育が望ましいかというのは一つの大きなポイントですので、市としましても望ましい教育の方向性かと思っておりますので前向きに検討させていただきたいと思います。
市長	ありがとうございます。外国籍の子どもへの対応ということで、今あった説明の中で修正ができるのであればお願いしたいと思いますが、よろしかったでしょうか。
	「はい」との声
市長	他にございませんでしょうか。何のことでも構いませんので。せっかく委員の皆様もお集まりですので。よろしいですかね。
	「はい」との声
市長	よろしいですかね。それではただいまの意見を踏まえて修正していただくということでお願いをしておきたいと思います。 次に、「(2) その他」となっておりますが、事務局より何かありますか。
総合政策課課長補佐	今後のスケジュールについて申し上げます。本日いただきました皆様からの貴重なご意見を踏まえまして、教育大綱の素案に修正等を加えたうえで、速やかにパブリックコメントを実施したいと考えておりま

	す。パブリックコメントの期間は、およそ1か月を予定しております。パブリックコメントで皆様からいただいたご意見を踏まえ、最終的な案を作成し、次回の総合教育会議において改めましてお示しさせていただきます予定です。 説明は以上となります。
市長	よろしければ、これで議事を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。